

京都市告示第448号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局伏見土木みどり事務所において一般の縦覧に供します。

令和5年12月1日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
御旅第四公園	伏見区久我御旅町7番84	告示の日

(伏見土木みどり事務所)